

豊川市子ども・子育て支援事業計画【案】
（概 要）

「はばたけ 未来へ 豊川っ子！」

平成 年 月

豊 川 市

目次

I 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画期間 2

II 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

- 1 豊川市の人口動態等の現状 2
- 2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題 3

III 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 5
- 2 基本目標 5
- 3 施策の体系 6

IV 子ども・子育て支援施策の展開

- 基本目標1 家庭や地域における子育て支援の充実 7
- 基本目標2 母と子の健康づくりの推進 8
- 基本目標3 子どもの育ちを支える環境の整備 8
- 基本目標4 仕事と子育ての両立の推進 8

V 量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定 9
- 2 教育・保育の量の見込みと確保の内容 11
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 12

VI 計画の進行管理

- 1 施策の実施状況の点検 15
- 2 国・県等との連携 15

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、保育ニーズは年々高まり、都市部を中心に、依然として保育所の待機児童が解消されない状況にあります。また、地域のつながりの希薄化や子育てに関する価値観の多様化から、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

今後、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐる様々な環境を整備し、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、地域社会全体でしっかりと支援していく必要があります。

このように、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を3つの柱に掲げ、これらを総合的に推進していくことを目指します。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、一体的な計画とします。

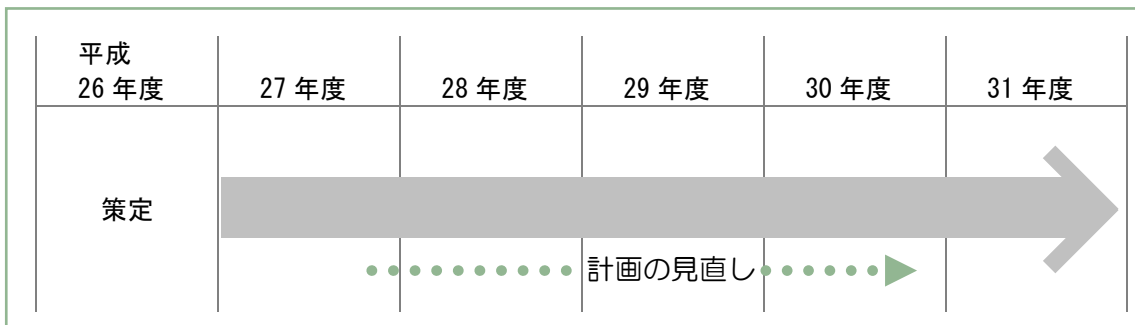
本計画の推進にあたっては、豊川市総合計画をはじめ、関連する各種計画との整合、連携を図ります。

3 計画期間

本計画は、5年を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを行うものとします。

【 計画期間 】



II 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

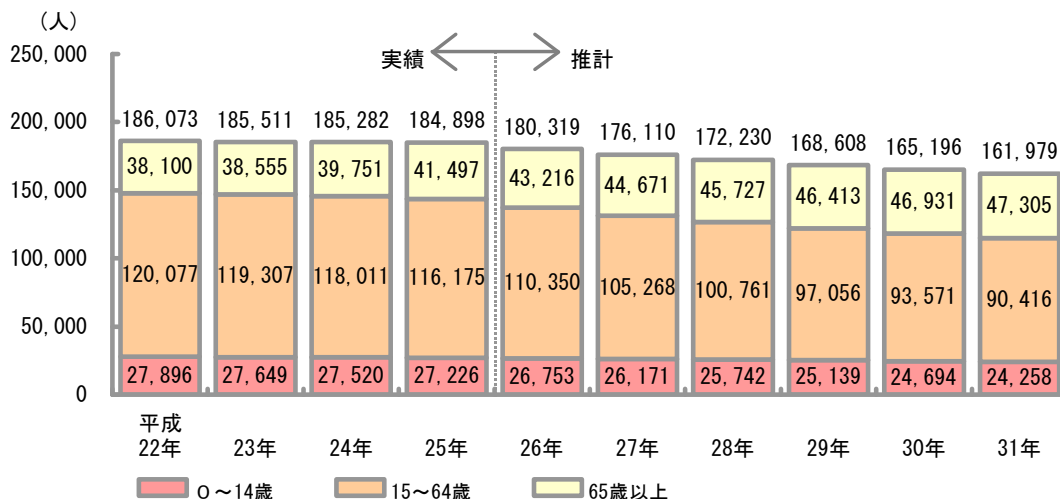
1 豊川市の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計

本市の総人口をみると、年々減少し、平成25年4月1日現在で184,898人となっています。

また、年齢3区分人口構成をみると、65歳以上は、年々増加していますが、0～14歳は平成22年以降減少しており、少子高齢化が進んでいます。

【 人口推移と推計 】

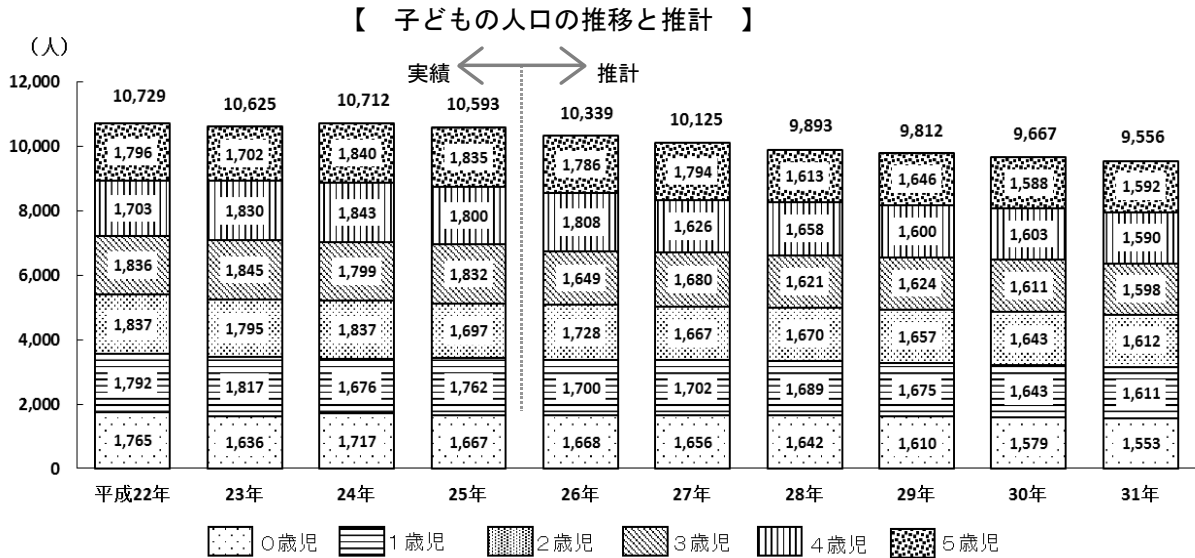


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 推計人口は平成23年から平成25年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出

(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の0歳から5歳の子ども人口は、減少傾向がみられ、平成25年4月1日現在で10,593人となっています。平成26年以降の推計においても減少傾向が続き、平成31年で9,556人になると見込まれています。



2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子ども・子育ての現状や平成25年度に実施したアンケート調査の結果、次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）の評価を踏まえ、本計画において取り組むべき課題を以下の4つの視点で整理しました。

(1) 家庭や地域における子育て支援について

- 本市の就学前児童数は、少子高齢化が進む中減少傾向にありますが、保育所や幼稚園の入所児童数は全体として増加傾向にあります。
- 子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は上昇傾向にあり、女性の年齢別労働力率においても、子育て世代の30歳代、40歳代の労働力率が高くなっており、働く母親が増えてきていることがうかがえます。
- 核家族化の進行もあり、家庭や地域における人との関わりの機会が減少しており、悩みや不安を相談できる人がいない保護者も増えつつあります。
- 子どもの成長においては、乳幼児期に多様な活動を経験することが、豊かな感性とともに好奇心や探究心、思考力等が養われ、その後の生活や学びの基礎となり生涯にわたる人格形成の基礎となることから、子どもが心身ともに健やかに成長していくための環境整備が必要です。

- アンケート調査の結果をみると、特に3歳未満児から保育所の利用を希望する傾向が増えています。また、小学生児童の放課後児童クラブの利用希望も同様に増える傾向が見られます。
- 保護者の働き方やライフスタイルの変化、幼児期からの教育の重要性等に対応するため、幼児期における教育・保育サービスや放課後児童クラブの充実が求められています。
- 保護者の抱えるさまざまな子育てへの負担や不安、孤立感に対する支援や、子どもの発達の遅れや育児への不安等に対する相談支援の充実を図ることが必要です。

(2) 母と子の健康づくりについて

- 乳幼児期は家庭生活が中心であり、親の生活習慣が子どもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけが必要です。
- 子どもの健康の確保及び増進に向け、望ましい食生活や体育等による体力の増進を図り、心身ともにたくましい子どもの育成が求められています。
- 乳幼児期の発達は、一人ひとりの個人差が大きいものであり、乳幼児期の発達に応じた適切な保護者の関わりや子育て支援による子どもの健やかな発達を保障していくことが必要です。

(3) 子どもの健やかな育ちへの支援について

- 子どものより良い育ちを実現するためには、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができる環境づくりが必要です。
- 親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に対して喜びや生きがいを持てるよう、家庭や地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を進めていくことが必要です。
- 子どもの健やかな成長を支えるためにも、子どもにとってやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

(4) 仕事と子育ての両立について

- 働く母親が増えてきている中で、家庭で育児を行っていくためには、企業等の子育てに関する理解も必要となります。アンケート調査結果をみると、子どもが生まれたときに育児休業を取得した母親の割合は26.3%となっており、父親が取得した割合は、1.6%となっています。
- 保護者が働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、教育・保育の施設や事業の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを普及・啓発し、仕事と子育てを両立するための環境づくりを進めていくことが必要です。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『はばたけ 未来へ 豊川っ子！』

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、豊川市次世代育成支援対策地域行動計画において掲げた『はばたけ 未来へ 豊川っ子！』の基本方針を継承し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指して子ども・子育て支援の施策を推進します。

2 基本目標

基本目標 1 家庭や地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。また、児童虐待の防止対策の推進やひとり親家庭への支援、障害児施策の充実を図ります。

基本目標 2 母と子の健康づくりの推進

安心して健やかな子どもを生き育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

基本目標 3 子どもの育ちを支える環境の整備

地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、次代の親の育成を図ります。また、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができるような取り組みを進め、さらには、子どもや子育て家庭が安心して外出できるまちづくりを推進します。

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

働きながら安心して子どもを生み、育てることができるように、勤務時間や生活スタイルの多様化に柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取り組みを推進します。

3 施策の体系

【基本理念】

はばたけ
未来へ
豊川っ子！

【基本目標】

1 家庭や地域における子育て支援の充実

2 母と子の健康づくりの推進

3 子どもの育ちを支える環境の整備

4 仕事と子育ての両立の推進

【施策の展開】

- 1-1 地域における子育て支援サービスの充実
- 1-2 保育サービスの充実
- 1-3 児童の健全育成
- 1-4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

- 2-1 子どもと母親の健康の確保
- 2-2 「食育」の推進
- 2-3 思春期保健対策の充実

- 3-1 次代の親の育成
- 3-2 家庭や地域の教育力の向上
- 3-3 子育てにやさしいまちづくりの推進

- 4-1 ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発

IV 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標の実現に向け、子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開していきます。また、本計画に位置づけていない次世代育成支援対策地域行動計画において実施してきたさまざまな事業についても、必要に応じて関係課で継続的に取り組んでいきます。

なお、法定事業（●で表示）については、「V 量の見込みと確保方策」において計画期間内の量の見込みと確保の内容を定めます。

基本目標1 家庭や地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）
- 利用者支援事業
- 子ども・子育て相談事業
- ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

(2) 保育サービスの充実

- 認可保育所における通常保育の充実
- 認定こども園の普及促進
- 小規模保育事業等の普及促進
- 時間外保育事業（延長保育）
- 一時預かり事業（保育所での一時預かり）
- 一時預かり事業（幼稚園での預かり保育）
- 病児・病後児保育事業
- 休日保育事業

(3) 児童の健全育成

- 児童館事業
- 心理教育相談事業
- 放課後子ども教室・放課後子ども総合プラン

(4) 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

- 要保護児童対策地域協議会
- 養育支援訪問事業
- ひとり親家庭等の自立支援
- 児童発達支援体制の充実
- 障害児保育の充実
- 特別支援教育の充実

基本目標2 母と子の健康づくりの推進

(1) 子どもと母親の健康の確保

- 母子健康手帳の交付時の相談・指導及び妊産婦教室の実施
- 赤ちゃん訪問の実施（乳児家庭全戸訪問事業）
- 乳幼児健康診査・子育て教室の実施

(2) 「食育」の推進

- 食育啓発事業
- 食に関する指導の充実

(3) 思春期保健対策の充実

- 心理教育相談事業の充実

基本目標3 子どもの育ちを支える環境の整備

(1) 次代の親の育成

- ふれあい体験の実施

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- 子育てサポーターの養成
- 主任児童委員、民生・児童委員活動との連携

(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

- 赤ちゃんの駅事業
- 公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発

働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体と連携を図り、効果的な手段、方法を検討し啓発に努めます。

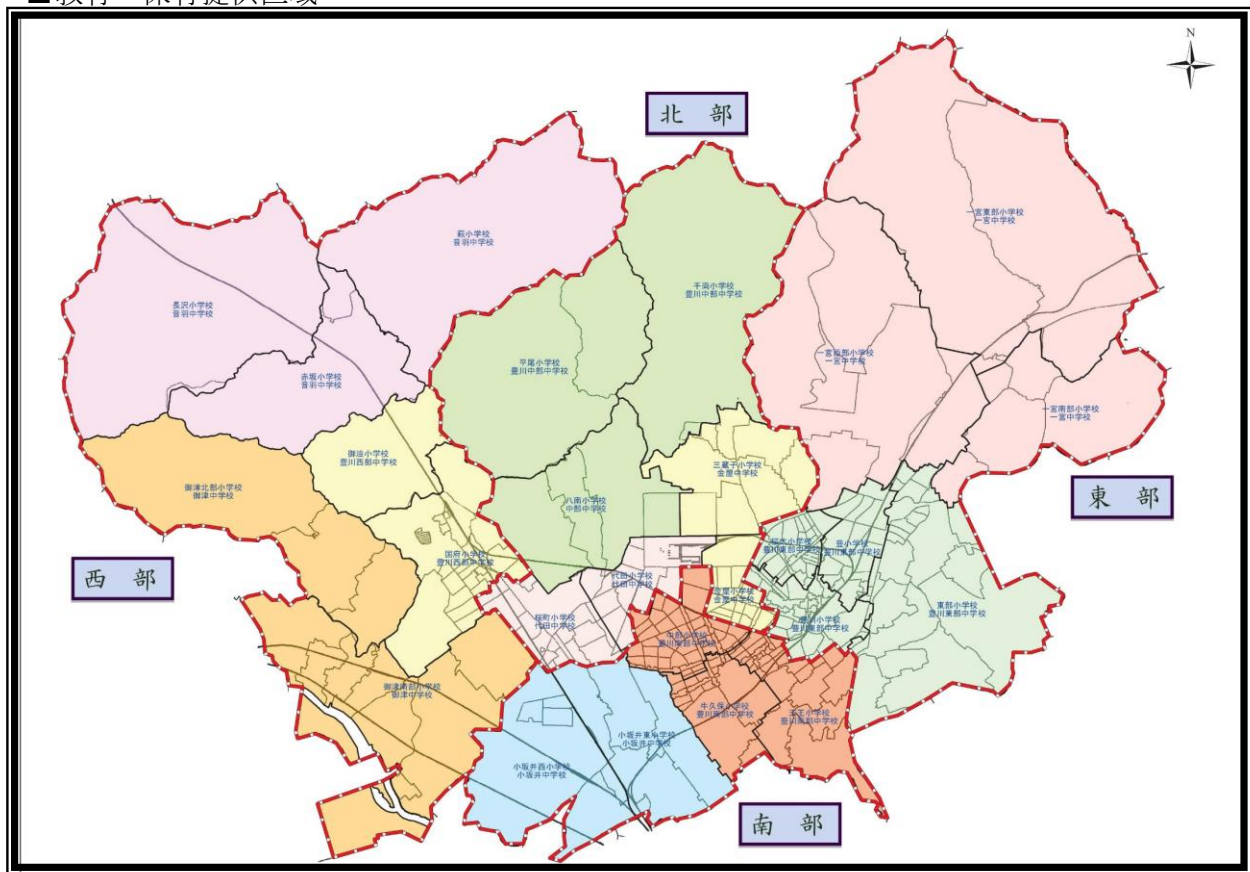
V 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、豊川市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、教育・保育提供区域を4つの区域（東部・南部・西部・北部）とし、需給調整等を勘案して「認定区分」「地域子ども・子育て支援事業」ごとに、市域全体を1つの区域とするものと4つの区域とするものに分けて設定します。

■教育・保育提供区域



■校區別一覽

教育・保育 提供区域	該当地域	
	中学校区	小学校区
東部地区	東部中学校/一宮中学校	豊川小学校/東部小学校/桜木小学校/豊小学校/ 一宮東部小学校/一宮西部小学校/一宮南部小学校
南部地区	南部中学校/小坂井中学校	牛久保小学校/中部小学校/天王小学校/ 小坂井東小学校/小坂井西小学校
西部地区	西部中学校/音羽中学校/御津中学校	国府小学校/御油小学校/萩小学校/長沢小学校/ 赤坂小学校/御津北部小学校/御津南部小学校
北部地区	金屋中学校/中部中学校/代田中学校	三蔵子小学校/金屋小学校/千両小学校/八南小学校/ 平尾小学校/桜町小学校/代田小学校

■事業別一覽

①教育・保育

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	区域設定	
			市域全体（1区域）	4つの区域
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	○	
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育所部分）		○
3号認定	満3歳未満の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育等		○

②地域子ども・子育て支援事業

対象事業	区域設定	
	市域全体（1区域）	4つの区域
時間外保育事業（延長保育）		○
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		○
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	○	
地域子育て支援拠点事業		○
一時預かり事業	（幼稚園在園児対象の一時預かり）	○
	（その他の預かり）	○
病児・病後児保育事業	○	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	○	
利用者支援事業	○	
妊婦健康診査事業	○	
乳児家庭全戸訪問事業	○	
養育支援訪問事業	○	

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定（認定こども園及び幼稚園）						
A	量の見込み	1,428人	1,400人	1,410人	1,395人	1,390人
内訳	1号認定	1,172人	1,149人	1,157人	1,145人	1,142人
	2号認定(幼稚園希望)	256人	251人	253人	250人	248人
B	確保方策	1,527人	1,527人	1,527人	1,527人	1,527人
内訳	特定教育・保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	1,527人	1,527人	1,527人	1,527人	1,527人
B-A		99人	127人	117人	132人	137人
2号認定（認定こども園及び保育所）						
A	量の見込み	3,529人	3,385人	3,370人	3,322人	3,307人
B	確保方策	3,698人	3,698人	3,698人	3,698人	3,698人
B-A		169人	313人	328人	376人	391人
3号認定（認定こども園及び保育所＋小規模保育等）（0歳）						
A	量の見込み	130人	129人	127人	124人	122人
B	確保方策	107人	114人	119人	124人	124人
内訳	特定教育・保育施設	107人	114人	119人	124人	124人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
B-A		▲ 23人	▲ 15人	▲ 8人	0人	2人
3号認定（認定こども園及び保育所＋小規模保育等）（1・2歳）						
A	量の見込み	1,285人	1,281人	1,271人	1,253人	1,229人
B	確保方策	1,109人	1,157人	1,205人	1,253人	1,253人
内訳	特定教育・保育施設	1,109人	1,157人	1,205人	1,253人	1,253人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
B-A		▲ 176人	▲ 124人	▲ 66人	0人	24人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
(1) 時間外保育事業 (延長保育)							
A 量の見込み		151 人	148 人	146 人	144 人	143 人	
B 確保方策		151 人	148 人	146 人	144 人	143 人	
B-A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
(2) 放課後児童健全育成事業							
A 量の見込み		1,402 人	1,387 人	1,339 人	1,312 人	1,267 人	
内訳	小学 1～3 年生	1,152 人	1,141 人	1,094 人	1,065 人	1,022 人	
	小学 4～6 年生	250 人	246 人	245 人	247 人	245 人	
B 確保方策		1,280 人	1,306 人	1,300 人	1,293 人	1,267 人	
B-A		▲ 122 人	▲ 81 人	▲ 39 人	▲ 19 人	0 人	
(3) 子育て短期支援事業							
A 量の見込み		80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	
B 確保方策		80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	
B-A		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
(4) 地域子育て支援拠点事業							
A 量の見込み		104,218 人回	103,720 人回	102,496 人回	100,899 人回	99,054 人回	
確保方策	B 提供量		104,218 人回	103,720 人回	102,496 人回	100,899 人回	99,054 人回
	実施箇所	子育て支援センター	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		児童館	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
B-A		0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(5) 幼稚園における一時預かり事業						
A 量の見込み		18,363 人日	17,614 人日	17,534 人日	17,290 人日	17,211 人日
内訳	1号認定	11,211 人日	10,754 人日	10,705 人日	10,556 人日	10,508 人日
	2号認定	7,152 人日	6,860 人日	6,829 人日	6,734 人日	6,703 人日
B 確保方策		18,363 人日	17,614 人日	17,534 人日	17,290 人日	17,211 人日
B-A		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
(6) 保育所その他の場所での一時預かり事業						
A 量の見込み		11,027 人日	10,914 人日	10,797 人日	10,631 人日	10,458 人日
B 確保方策		6,600 人日	7,600 人日	8,600 人日	9,500 人日	10,500 人日
内訳	一時預かり	5,750 人日	6,750 人日	7,750 人日	8,650 人日	9,650 人日
	子育て援助活動 支援事業	850 人日	850 人日	850 人日	850 人日	850 人日
	子育て短期支援 事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
B-A		▲ 4,427 人日	▲ 3,314 人日	▲ 2,197 人日	▲ 1,131 人日	42 人日
(7) 病児・病後児保育事業						
A 量の見込み		1,472 人日	1,439 人日	1,427 人日	1,406 人日	1,390 人日
B 確保方策		600 人日	600 人日	1,400 人日	1,400 人日	1,400 人日
B-A		▲872 人日	▲839 人日	▲27 人日	▲6 人日	10 人日
(8) ファミリー・サポート・センター事業 (就学児童のみ)						
A 量の見込み		1,641 人日	1,624 人日	1,563 人日	1,527 人日	1,470 人日
B 確保方策		1,641 人日	1,624 人日	1,563 人日	1,527 人日	1,470 人日
B-A		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
(9) 利用者支援事業						
A 量の見込み		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
B 確保方策		0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
B-A		▲ 1 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

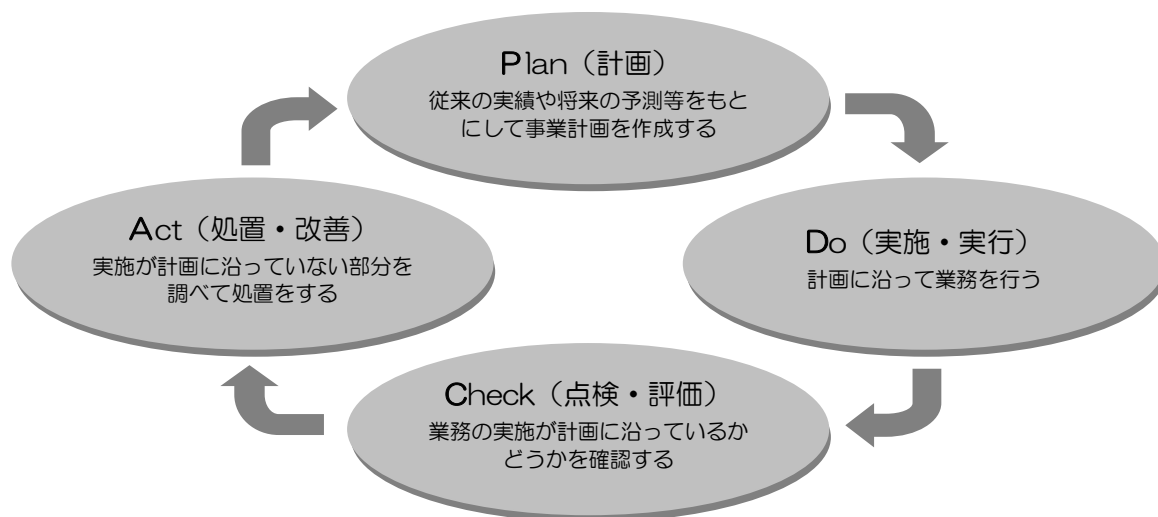
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(10) 妊婦健康診査					
A 量の見込み (延受診者数)	23,296 件	23,142 件	22,680 件	22,288 件	21,896 件
B 確保方策 (延受診者数)	23,296 件	23,142 件	22,680 件	22,288 件	21,896 件
B - A	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
(11) 乳児家庭全戸訪問事業					
A 量の見込み (訪問件数)	1,664 人	1,653 人	1,620 人	1,592 人	1,564 人
B 確保方策 (訪問件数)	1,664 人	1,653 人	1,620 人	1,592 人	1,564 人
B - A	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
(12) 養育支援訪問事業					
A 量の見込み (訪問延数)	390 回	390 回	390 回	390 回	390 回
B 確保方策 (訪問延数)	390 回	390 回	390 回	390 回	390 回
B - A	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業					
今後の方向性	実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助等を検討します。				
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業					
今後の方向性	新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を進めていくことを検討します。				

VI 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、「V 量の見込みと確保方策」における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、PDCAサイクルにより実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。